

第5次阿久比町総合計画策定について

総合計画とは

(1) 定義

総合計画は、まちづくりの総合的な計画として、最も上位に位置づけられるもので、総合的、計画的な行政運営を進めていく上での基本的な指針となるものです。

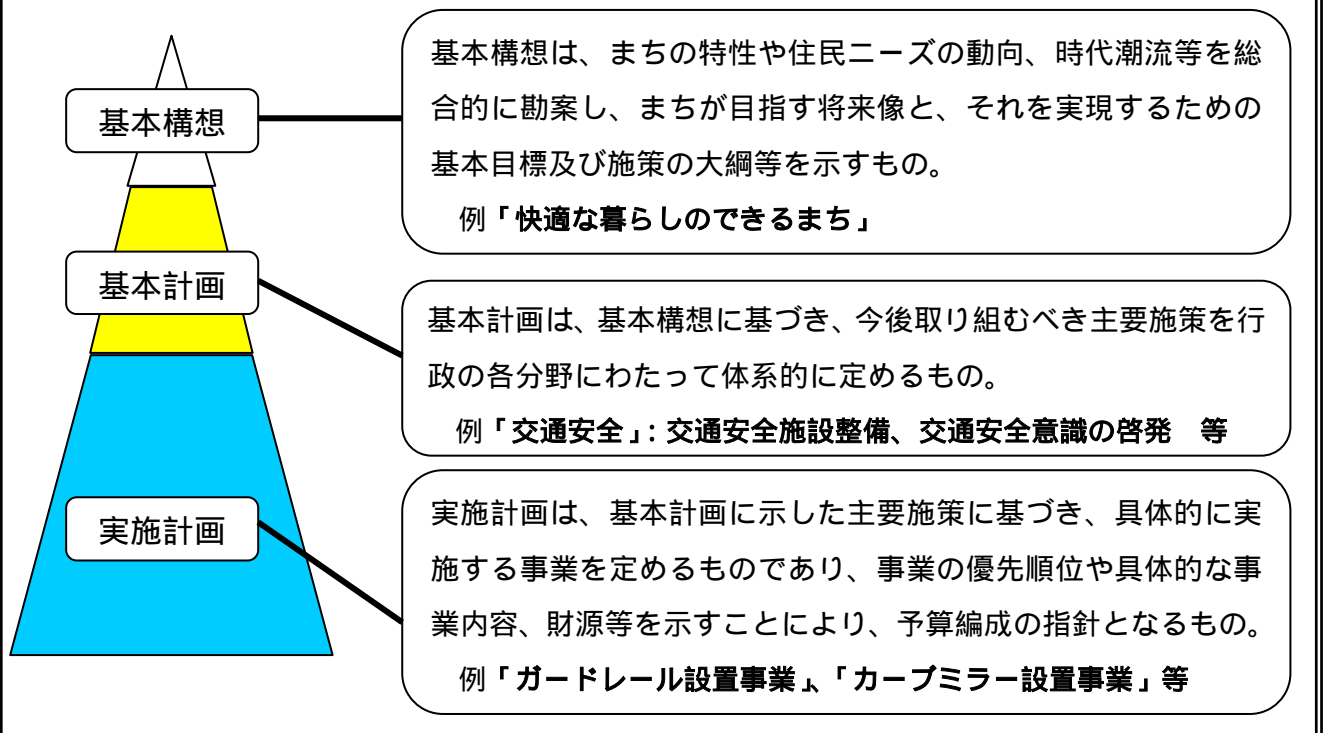
総合計画では、「自分たちの住んでいる地域を将来どういう“まち”にするのか」「そういった“まち”を実現するためにどんな目標を持つのか」「その目標を達成するために何をするのか」が示され、この方針に沿ってつくられる各分野での個別計画のもと、具体的な施策や事業を効果的に行うものです。

総合計画は、地域に住む人たちが暮らしやすい“まち”を実現するために、まちづくりの共通理念や共通目標を持ち、地域が一体となって取り組んでいくための行動指針であり、国や県などに対して阿久比町のまちづくりの方向を意思表示するものです。

(2) 総合計画は3本立て

総合計画は、一般に長期のまちづくりのビジョン(目指すべき将来像)を示す基本構想、基本構想で示された将来像を実現するための主要施策を定める長期計画である基本計画、基本計画で方向付けられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の三つの計画で構成されています。

総合計画は3本立て



あたらしいまちづくりのために

(1) 第5次阿久比町総合計画策定の背景と目的

第4次阿久比町総合計画は、平成14年度から平成22年度までの長期計画として策定され「調和の中で 豊かに実るまち 阿久比」をめざしたまちづくりを推進してきました。

この間、急速に進行する少子高齢化、金融危機の急拡大による産業を取り巻く環境の急激な変化、安全・安心への意識の高まり、情報化・国際化の一層の進展、自然環境保全意識の高まりなど、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、さまざまな分野に大きな影響をもたらしています。また、三位一体改革や市町村合併、地方分権改革推進法により、分権型社会への進展はますます顕著になるものと考えられ、今まで以上に自律できる自治体づくりに向けた積極的な取り組みが求められています。

こうした内外の動向に的確に対応するとともに、安全で、安心して暮らせる、安定したまちづくりを基本に、都市的機能を備え、自然に恵まれた利便性の高い住みよいまちを念頭に置き、第5次阿久比町総合計画を策定します。

(2) 策定方針

総合計画は、平成22年11月をめどに策定し、平成22年12月議会に基本構想の提案を目標とします。

計画期間は、基本構想は平成32年度です。基本計画も同様に平成23年度から平成32年度までの10年間で策定します。

なお、第5次阿久比町総合計画策定に当たっては、住民参画・協働のまちづくりを実現するため、多くの町民の皆さまにまちづくりに関心を持っていただき、参加していただく機会の拡大に努めています。

町民まちづくり会議の開催

住民参画の一環として、一般公募の皆さまと各分野で活動している町内の各種団体・組織の皆さまに参加を要請して、生活環境、健康福祉、教育文化、都市基盤・産業振興の4つの分野別グループに分かれた町民まちづくり会議を開催します。

平成21年度(8月)は、町の課題や問題点、まちづくり全体、あるいは分野別の具体的な施策や協働のまちづくりに向けた要望・提案等を把握し、平成22年度(5月)は、基本計画案を分野別グループに提示して、まちづくりに向けた提言をワークショップ方式で自由に検討してもらい、その結果等を反映させていきます。

まちづくりアンケートの実施

住民参画の一環として、6月に町民2,000人を無作為抽出しアンケート調査を

実施しました。９月に調査結果の公表を予定しています。

パブリックコメント実施・意見募集

総合計画(案)について町民のみなさんからご意見をお聴きするパブリックコメントを平成２２年７月に１カ月間実施します。また、総合計画に関する意見募集につきましては、メール、郵送等により随時受け付けます。

情報提供

町民への情報提供として策定作業の進捗状況等を町ホームページ等に掲載します。

庁内組織

庁内組織とし策定委員会、策定部会、作業部会を設置し職員全員体制で策定します。

総合計画審議会

平成２２年１１月の答申に向け、総合計画審議会（委員２０人、内公募委員３人）を平成２１年度２回、２２年度５回程度開催します。

計画書

平成２２年１２月議会において議決された総合計画の計画書（概要版）を印刷し全戸配布します。

（３）この「総合計画策定に向けたまちづくり懇談会」の趣旨

今後１０年間の阿久比町のまちづくりの基本方針を明らかにする第５次阿久比町総合計画を策定するにあたり、地区や町民の皆さまの幅広いご要望・ご提言をお伺いして地域の課題や問題点などを計画に反映させていくことと、町民による町政への参画の推進を図ることを目的として、町内１０会場で開催します。



- 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。（地方自治法 第２条第４項）

阿久比町民憲章

わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。

- ホタル飛びかう、
豊かな自然を守ります。
- 歴史と伝統を守り、
教養を高めます。
- スポーツに親しみ、
健康で明るい家庭をつくります。
- オアシス運動をすすめ、
笑顔あふれるまちをつくります。
- ボランティア活動に、
すすんで参加します。



アゲビー

ホタル飛びかう住みよい環境づくりを進める阿久比町のマスコット

平成15年11月2日制定